

法令および定款にもとづくインターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

（平成 26 年 4 月 1 日から
平成 27 年 3 月 31 日まで）

中部電力株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第 15 条の規定にもとづき、
当社ホームページに掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

連 結 注 記 表

平成26年 4 月 1 日から

平成27年 3 月31日まで

中部電力株式会社

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 51 社 (すべての子会社を連結の範囲に含めている。)

(異動の状況)

新規 4 社

中部環境ソリューション合同会社, Chubu Electric Power Qatar Facility D B.V., Chubu Electric Power Company Freeport Inc., CEPT Engineering Co.,Ltd. は, 出資により, 連結の範囲に含めている。

除外 1 社

東邦産業(株)は, 株式譲渡により, 連結の範囲から除外している。

(2) 主要な連結子会社の名称

(株)シーエナジー, (株)トーエネック, 中電興業(株), 中部精機(株), 中電配電サポート(株), 中電不動産(株), (株)中電オートリース, (株)中部プラントサービス, (株)シーテック, (株)テクノ中部, 知多エル・エヌ・ジー(株), (株)中電シーティーアイ, (株)トーエネックサービス, Chubu Energy Trading Singapore Pte.Ltd., ダイヤモンドパワー(株)

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 44 社 (すべての関連会社を持分法の適用範囲に含めている。)

(異動の状況)

新規 6 社

eー暮らし(株), FLIQ1 Holdings, LLC, Trans Pacific Shipping 1 Ltd., 愛知クリーンエナジー(株), 中尾地熱発電(株), Trans Pacific Shipping 2 Ltd. は, 出資により, 持分法の適用範囲に含めている。

除外 1 社

北陸エルネス(株)は, 株式譲渡により, 持分法の適用範囲から除外している。

(2) 主要な持分法適用関連会社の名称

バジャドリド発電会社, Goreway Power Station Holdings Inc., TC Generation, LLC, MT Falcon Holdings Company, S.A.P.I. de C.V., Phoenix Power Company SAOC, 愛知電機(株), 東海コンクリート工業(株), 新日本ヘリコプター(株), 中部テレコミュニケーション(株), FLIQ1 Holdings, LLC

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は, Chubu Energy Trading Singapore Pte.Ltd. 及び Chubu Electric Power Company International B.V. 他 23 社であり, いずれも 12 月 31 日を決算日としている。

なお, 連結計算書類の作成にあたっては, 決算日が連結決算日と異なる会社のうち Chubu Energy Trading Singapore Pte.Ltd. については, 連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用している。その他の連結子会社については, 当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し, 連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行っている。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券のうち時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し, 売却原価は移動平均法により算定), 時価のないものは移動平均法による原価法によっている。

② デリバティブ

時価法によっている。

③ たな卸資産

たな卸資産のうち燃料は総平均法による原価法(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法, 無形固定資産は定額法によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため, 一般債権については貸倒実績率により, 破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し, 回収不能見込額を計上している。

② 使用済燃料再処理等引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため, 再処理を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額に基づき, 当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。

なお, 平成 17 年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異のうち, 「電気事業会計規則の一部を改正する省令」(平成 17 年 9 月 30 日 経済産業省令第 92 号) 附則第 2 条に定める金額(124,568 百万円)については, 平成 17 年度から 15 年間にわたり均等額を営業費用として計上することとしている。電気事業会計規則附則第 2 条に定める金額については, 平成 20 年度より変更され, 変更後の差異金額残高(98,981 百万円)については, 平成 20 年度から 12 年間にわたり均等額を営業費用として計上することとしており, 当連結会計年度末における未計上残高は, 41,242 百万円である。

	また、使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に係る見積差異は、電気事業会計規則取扱要領第 81 の規定により、発生 of 翌連結会計年度から再処理を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり営業費用として計上することとしている。なお、当連結会計年度末において算定した未認識見積差異は、71,458 百万円である。
	③ 使用済燃料再処理等準備引当金 使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。
	④ 原子力発電所運転終了関連損失引当金 浜岡原子力発電所 1，2 号機の運転終了に伴い、今後発生する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上している。
	⑤ 漏水準備引当金 漏水による損失に備えるため、電気事業法第 36 条の規定による引当限度額を計上している。
	(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
	① 重要なヘッジ会計の方法
	イ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理及び振当処理によっている。
	ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 通貨スワップや金利スワップなどのデリバティブ取引等をヘッジ手段とし、燃料調達や資金調達から発生する債務等をヘッジ対象としている。
	ハ ヘッジ方針 当社グループ業務の範囲内における、実需取引に基づくキャッシュ・フローを対象とし、市場変動等による損失回避またはコストの低減を図る目的で、デリバティブ取引等を実施している。
	ニ ヘッジ有効性評価の方法 事前テストとして回帰分析または変動の累積による比率分析、事後テストとして変動の累積を比率分析する方法によっている。
	② 退職給付に係る会計処理の方法 従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上している。
	イ 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。
	ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（連結子会社 15 年）による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（当社 3 年、連結子会社 3～15 年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生 of 翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生 of 当連結会計年度）から費用処理することとしている。
	③ のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、発生原因に応じ 20 年以内で均等償却を行っている。
	④ 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法 有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年 5 月 25 日 通商産業省令第 30 号）の定めに従い、原子力発電施設解体費の総見積額を運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっている。
	⑤ 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。
	(会計方針の変更に関する注記) 「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日）（以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日）（以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準（一部の連結子会社はポイント基準）から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更した。 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。 これにより、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が 4,870 百万円、退職給付に係る資産が 11,670 百万円、利益剰余金が 3,445 百万円それぞれ減少している。また、当連結会計年度の営業利益、当期経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 441 百万円増加している。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 担保資産及び担保付債務

(1) 当社

担保提供資産

当社の全資産は、社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

上記に対応する債務

社債	665,810 百万円 (連結貸借対照表計上額 665,795 百万円)
株式会社日本政策投資銀行借入金	410,561 百万円
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	580,160 百万円

(2) 連結子会社

担保提供資産

その他の固定資産 622 百万円

上記に対応する債務

長期借入金 345 百万円

(3) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

その他の固定資産	4,331 百万円
建設仮勘定及び除却仮勘定	7,283 百万円
長期投資	10,838 百万円
その他の投資等	50,003 百万円
現金及び預金	2,610 百万円
たな卸資産	54 百万円
その他の流動資産	42 百万円

なお、出資会社が債務不履行となった場合の連結子会社の負担は、上記のいずれの資産についても当該資産額に限定されている。

2 有形固定資産の減価償却累計額 9,785,968 百万円

3 たな卸資産の内訳

商品及び製品	2,750 百万円
仕掛品	4,642 百万円
原材料及び貯蔵品	117,254 百万円

4 保証債務等

(1) 社債及び借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社	125,826 百万円
従業員 (住宅財形借入ほか)	76,240 百万円
日本原子力発電株式会社	38,095 百万円
Ichthys LNG Pty Ltd.	14,164 百万円
MT Falcon Holdings Company, S.A.P.I. de C.V.	12,516 百万円
Phoenix Power Company SAOC	2,078 百万円
バジャドリド発電会社	1,975 百万円
トランスバリュウ信託株式会社	1,800 百万円
Gunkul Chubu Powergen Co., Ltd.	1,261 百万円
メサイド発電会社	1,051 百万円
ラスラファンC事業会社	944 百万円
Cordova Gas Resources Ltd.	319 百万円

(2) 電力販売契約の履行などに対する保証債務

MT Falcon Holdings Company, S.A.P.I. de C.V.	4,766 百万円
株式会社常陸那珂ジェネレーション	1,890 百万円
バジャドリド発電会社	1,211 百万円
Phoenix Operation and Maintenance Company LLC	545 百万円
Ichthys LNG Pty Ltd.	433 百万円
Phoenix Power Company SAOC	197 百万円
Q Power Q.S.C.	181 百万円
Chubu US Gas Trading LLC	139 百万円
たはらソーラー合同会社	135 百万円

(3) 接続供給契約に係る支払債務の履行などに対する

連帯債務のうち、他の連帯債務者負担額 1,665 百万円

(4) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任している。

第 405 回社債（引受先 株式会社みずほ銀行）	44,600 百万円
第 406 回社債（引受先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	65,700 百万円
第 407 回社債（引受先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	57,400 百万円
第 408 回社債（引受先 株式会社みずほ銀行）	54,560 百万円
第 409 回社債（引受先 株式会社みずほ銀行）	49,500 百万円
第 410 回社債（引受先 株式会社みずほ銀行）	29,000 百万円
第 411 回社債（引受先 株式会社みずほ銀行）	42,800 百万円
第 412 回社債（引受先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	27,200 百万円
第 413 回社債（引受先 株式会社みずほ銀行）	32,800 百万円
第 414 回社債（引受先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	37,600 百万円
第 415 回社債（引受先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	63,800 百万円
第 416 回社債（引受先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	46,200 百万円
第 426 回社債（引受先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	29,000 百万円

5 会社法以外の法令の規定による引当金

- ・ 渇水準備引当金
- ・ 電気事業法第 36 条の規定により計上している。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 1 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
 - ・ 普通株式 758,000,000 株
- 2 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
 - ・ 平成 27 年 6 月 25 日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定である。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成 27 年 6 月 25 日 定時株主総会	普通株式	7,574	利益剰余金	10	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 26 日

(金融商品に関する注記)

- 1 金融商品の状況に関する事項
 - ・ 当社グループは、主に電気事業の運営上必要な設備資金を、社債発行や銀行借入等により調達し、短期的な運転資金は、主に短期社債により調達することを基本としている。また、資金運用については譲渡性預金等の安全性の高い金融資産に限定している。デリバティブ取引については、当社グループ業務の範囲内で、リスク回避を目的として利用しており、投機目的のために利用することはない。また、燃料のトレーディングを行っている子会社においては、当社グループの燃料の安定調達を図る目的でデリバティブ取引を利用することとしている。
 - ・ 有価証券は、譲渡性預金、株式及び一部の子会社が保有する債券等であり、株式及び債券等については定期的に時価や発行体の財務・事業状況等を確認している。
 - ・ 使用済燃料再処理等積立金は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成 17 年 5 月 20 日法律第 48 号）に基づき拠出した金銭である。
 - ・ 受取手形及び売掛金は、電気供給約款等に基づき、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行っている。
 - ・ 有利子負債残高の大半は、社債、長期借入金の長期資金であるものの、その大部分を固定金利で調達していることから、業績への影響は限定的と考えられる。
 - ・ デリバティブ取引については、取引の実施権限、管理・報告方法等を定めた社内規程に基づき、資金調達に伴い発生する金融負債や燃料調達債務等を対象とした為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、商品スワップ取引及び商品オプション取引を実施している。また、燃料のトレーディングを行っている子会社においては、商品先渡取引、商品先物取引及び商品スワップ取引を実施しており、厳格な取引実施枠の管理を行っている。
- 2 金融商品の時価等に関する事項
 - ・ 平成 27 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない（(注 2)参照）。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
資産			
(1) 有価証券	345,067	342,251	△2,815
(2) 使用済燃料再処理等積立金	192,682	192,682	—
(3) 現金及び預金	160,592	160,592	—
(4) 受取手形及び売掛金	249,643	249,643	—
負債			
(5) 社債（※1）	665,795	690,820	25,024
(6) 長期借入金（※1）	1,901,564	1,971,812	70,248
(7) 短期借入金	343,134	343,134	—
(8) 支払手形及び買掛金	169,598	169,598	—
(9) デリバティブ取引（※2）	(3,676)	(3,676)	—

(※1) (5) 社債及び (6) 長期借入金には 1 年以内に返済予定のものを含めている。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示している。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引先金融機関から提示された価格によっている。譲渡性預金等、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 使用済燃料再処理等積立金

「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(平成 17 年 5 月 20 日法律第 48 号)に基づき拠出した金銭であり、取戻しにあたっては、経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要がある。帳簿価額は、当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから、時価は当該帳簿価額によっている。

(3) 現金及び預金、並びに(4) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、新規に同様の社債を発行した場合に想定される条件により算定している。

(6) 長期借入金

新規に同様の借入を行った場合に想定される条件により算定している。

(7) 短期借入金、並びに(8) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(9) デリバティブ取引

金融機関との取引は、取引先金融機関から提示された価格によっている。その他の取引は、取引対象物に関連した期末指標価格に必要な応じて利子率、満期日及びその他の変動要因を調整した価格によっている。なお、為替予約等の振当処理あるいは金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は当該ヘッジ対象の時価に含めて表示している。

(注 2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 218,687 百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれる。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(1) 有価証券」には含めていない。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 1,939 円 59 銭

1 株当たり当期純利益金額 51 円 21 銭

(その他の注記)

1 連結計算書類の用語、様式及び作成方法

連結計算書類については、「会社計算規則」(平成 18 年 2 月 7 日 法務省令第 13 号)に準拠し、「電気事業会計規則」(昭和 40 年 6 月 15 日 通商産業省令第 57 号)に準じて作成している。

また、平成 27 年 3 月 13 日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成 27 年 3 月 13 日 経済産業省令第 10 号)(以下「改正省令」という。)が施行され、「電気事業会計規則」(昭和 40 年 6 月 15 日 通商産業省令第 57 号)が改正されたため、同施行日以降は、原子炉を廃止しようとする場合において、原子力発電設備等簿価並びに原子力廃止関連費用を、経済産業大臣の承認を受けるための申請により、原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することが認められることとなり、同承認を受けた日以降、費用化することとされた。この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。

なお、この変更に伴う影響はない。

2 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年 3 月 31 日 法律第 9 号)等が公布されたことから、当連結会計年度末における繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を変更している。

これにより、繰延税金資産の純額は 14,712 百万円減少し、法人税等調整額は 16,145 百万円、その他の包括利益累計額は 1,352 百万円それぞれ増加している。

個 別 注 記 表

平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで

中部電力株式会社

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式は移動平均法による原価法によっている。

その他有価証券のうち時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものは移動平均法による原価法によっている。

(2) デリバティブ

時価法によっている。

(3) たな卸資産

貯蔵品のうち燃料は総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法，無形固定資産は定額法によっている。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に充てるため，当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については，給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は，各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

(3) 使用済燃料再処理等引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため，再処理を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額に基づき，当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

なお，平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異のうち，「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年9月30日経済産業省令第92号）附則第2条に定める金額（124,568百万円）については，平成17年度から15年間にわたり均等額を営業費用として計上することとしている。電気事業会計規則附則第2条に定める金額については，平成20年度より変更され，変更後の差異金額残高（98,981百万円）については，平成20年度から12年間にわたり均等額を営業費用として計上することとしており，当事業年度末における未計上残高は，41,242百万円である。

また，使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に係る見積差異は，電気事業会計規則取扱要領第81の規定により，発生の翌事業年度から再処理を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり営業費用として計上することとしている。なお，当事業年度末において算定した未認識見積差異は，71,458百万円である。

(4) 使用済燃料再処理等準備引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため，再処理を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額に基づき，当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

(5) 原子力発電所運転終了関連損失引当金

浜岡原子力発電所1，2号機の運転終了に伴い，今後発生する費用または損失に備えるため，当事業年度末における合理的な見積額を計上している。

(6) 投資損失引当金

株式等の実質価額の低下による損失に備えるため，財政状態等を勘案し，必要と認められる額を計上している。

(7) 債務保証損失引当金

保証債務等の履行による損失に備えるため，財政状態等を勘案し，必要と認められる額を計上している。

(8) 漏水準備引当金

漏水による損失に備えるため，電気事業法第36条の規定による引当限度額を計上している。

4 その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ，金利スワップの特例処理及び振当処理によっている。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨スワップや金利スワップなどのデリバティブ取引等をヘッジ手段とし，燃料調達や資金調達から発生する債務等をヘッジ対象としている。

③ ヘッジ方針

当社業務の範囲内における、実需取引に基づくキャッシュ・フローを対象とし、市場変動等による損失回避またはコストの低減を図る目的で、デリバティブ取引等を実施している。

④ ヘッジ有効性評価の方法

事前テストとして回帰分析または変動の累積による比率分析、事後テストとして変動の累積を比率分析する方法によっている。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

(3) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年 5 月 25 日 通商産業省令第 30 号）の定めに従い、原子力発電施設解体費の総見積額を運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(会計方針の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日）（以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日）（以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

これにより、当事業年度の期首の退職給付引当金が 1,243 百万円、前払年金費用が 2,870 百万円、利益剰余金が 1,134 百万円それぞれ減少している。また、当事業年度の営業利益、当期経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 380 百万円増加している。

(貸借対照表に関する注記)

1 担保資産及び担保付債務

担保提供資産

当社の全資産は、社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

上記に対応する債務

社債	665,810 百万円（貸借対照表計上額 665,795 百万円）
株式会社日本政策投資銀行借入金	410,561 百万円
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	580,160 百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額 9,554,150 百万円

3 保証債務等

(1) 社債及び借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社	125,826 百万円
従業員（住宅財形借入ほか）	76,240 百万円
日本原子力発電株式会社	38,095 百万円
Ichthys LNG Pty Ltd.	14,164 百万円
MT Falcon Holdings Company, S. A. P. I. de C. V.	12,516 百万円
Phoenix Power Company SAOC	2,078 百万円
バジャドリド発電会社	1,975 百万円
メサイード発電会社	1,051 百万円
ラスラファンC事業会社	944 百万円
Cordova Gas Resources Ltd.	319 百万円

(2) 電力販売契約の履行などに対する保証債務

MT Falcon Holdings Company, S. A. P. I. de C. V.	4,766 百万円
株式会社常陸那珂ジェネレーション	1,890 百万円
バジャドリド発電会社	1,211 百万円
Phoenix Operation and Maintenance Company LLC	545 百万円
Ichthys LNG Pty Ltd.	433 百万円
Phoenix Power Company SAOC	197 百万円
Q Power Q. S. C.	181 百万円
Chubu US Gas Trading LLC	139 百万円

(3) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任している。

第 405 回社債（引受先 株式会社みずほ銀行）	44,600 百万円
第 406 回社債（引受先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	65,700 百万円
第 407 回社債（引受先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	57,400 百万円
第 408 回社債（引受先 株式会社みずほ銀行）	54,560 百万円

第 409 回社債（引受先 株式会社みずほ銀行）	49,500 百万円		
第 410 回社債（引受先 株式会社みずほ銀行）	29,000 百万円		
第 411 回社債（引受先 株式会社みずほ銀行）	42,800 百万円		
第 412 回社債（引受先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	27,200 百万円		
第 413 回社債（引受先 株式会社みずほ銀行）	32,800 百万円		
第 414 回社債（引受先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	37,600 百万円		
第 415 回社債（引受先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	63,800 百万円		
第 416 回社債（引受先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	46,200 百万円		
第 426 回社債（引受先 株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	29,000 百万円		
4 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務			
長期金銭債権	9,146 百万円		
短期金銭債権	4,352 百万円		
長期金銭債務	10,497 百万円		
短期金銭債務	136,139 百万円		
5 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額			
ガス供給事業			
専用固定資産	2,017 百万円		
他事業との共用固定資産の配賦額	18,235 百万円		
合計額	20,253 百万円		
6 会社法以外の法令の規定による引当金			
渴水準備引当金			
電気事業法第 36 条の規定により計上している。			
7 株式会社日本政策投資銀行借入金	410,561 百万円		
(損益計算書に関する注記)			
関係会社との取引高			
営業取引による取引高			
費 用	186,618 百万円	収 益	24,858 百万円
営業取引以外の取引による取引高	569 百万円		
(株主資本等変動計算書に関する注記)			
当事業年度の末日における自己株式の数			
普通株式	584,742 株		
(税効果会計に関する注記)			
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳			
繰延税金資産			
退職給付引当金	41,077 百万円		
繰越欠損金	36,937 百万円		
減価償却費損金算入限度超過額	33,702 百万円		
資産除去債務	32,537 百万円		
地役権償却額	24,259 百万円		
修繕工事費用	17,460 百万円		
減損損失	12,577 百万円		
その他	<u>75,016 百万円</u>		
繰延税金資産小計	273,569 百万円		
評価性引当額	<u>△40,590 百万円</u>		
繰延税金資産合計	232,979 百万円		
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	△11,905 百万円		
資産除去債務相当資産	△ 7,404 百万円		
その他	<u>△ 3,243 百万円</u>		
繰延税金負債合計	<u>△22,553 百万円</u>		
繰延税金資産の純額	<u><u>210,425 百万円</u></u>		
(追加情報)			
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年 3 月 31 日 法律第 9 号）が公布されたことから、当事業年度末における繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を変更している。			
これにより、繰延税金資産の純額は 14,077 百万円減少し、法人税等調整額は 14,820 百万円、評価・換算差額等は 742 百万円それぞれ増加している。			

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	当事業年度 末残高 (百万円)
子会社	中電ビジネス サポート(株)	(所有) 直接 100.0%	資金借入	資金借入(注)	—	関係会社 長期債務	6,000
					82,169	関係会社 短期債務	85,400
				利息支払(注)	363	—	—

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。また、関係会社短期債務における取引金額は、期中の平均残高を記載している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,625円14銭
1株当たり当期純利益金額	36円13銭

(その他の注記)

電気事業会計規則の改正

貸借対照表等は、「電気事業会計規則」(昭和40年6月15日 通商産業省令第57号)が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

また、平成27年3月13日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成27年3月13日 経済産業省令第10号)(以下「改正省令」という。)が施行され、「電気事業会計規則」(昭和40年6月15日 通商産業省令第57号)が改正されたため、同施行日以降は、原子炉を廃止しようとする場合において、原子力発電設備等簿価並びに原子力廃止関連費用を、経済産業大臣の承認を受けるための申請により、原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することが認められることとなり、同承認を受けた日以降、費用化することとされた。この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。

なお、この変更に伴う影響はない。